

第1回新潟県後期高齢者医療懇談会 次第

日時：平成20年7月10日（木）
午後1時15分～3時
場所：自治会館別館2階会議室

1 開会

2 あいさつ

3 懇談事項

(1) 制度開始からの状況について 資料1

(2) 長寿医療制度の見直しについて

① 見直しの概要について 資料2

② 見直しに係る対応方針について（案） 資料3

③ 住民への広報周知（案）について 資料4

4 閉会

【事前配付資料】

資料1 制度開始からの状況について

資料2 政府決定に基づく長寿医療制度の見直しの概要について

資料4 制度の見直しに関する住民への広報周知（案）について

【当日配付資料】

資料3 見直しに係る対応方針について（案）

資料3-① 政府決定に基づく保険料の軽減の新潟県広域連合での影響見込

資料3-② 追加軽減を行った場合の保険料比較調査結果への影響

資料3-③ 個別減免の受付の流れ

制度開始からの状況について

1 新潟県の概況

(1) 被保険者数 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

	被保険者数 A	A のうち 65～74 歳の障害認定者数
男性	118,945 (37%)	5,144 (54%)
女性	201,984 (63%)	4,369 (46%)
合計	320,929	9,513

注：全国では約 1,300 万人 (平成 20 年 4 月 1 日)

(2) 保険料

	新潟県	全国との比較等
均等割額	35,300円	低い方から全国 1 位
所得割率	7.15%	低い方から全国 13 位
1 人当たり 平均保険料額 (注 1)	53,304円	低い方から全国 5 位 (全国平均 72,000 円)

注 1：保険料率決定の際に平成 18 年所得を基に試算した保険料額です。

【参考】平成 20 年度保険料確定賦課状況 (平成 20 年 7 月 1 日決定)

- ・ 1 人当たり平均保険料額 45,548 円
- ・ 被保険者数 324,782 人

	保険料の軽減内訳				
	2 割軽減	5 割軽減	7 割軽減	被扶養者	合計
軽減総額 (千円)	131,528	153,573	2,323,481	2,510,195	5,118,777
軽減対象者数 (人)	18,630	8,701	94,030	74,853	196,214
同上構成率 (%)	5.73%	2.68%	28.95%	23.05%	60.41%

(3) 窓口負担割合別の被保険者数

(単位：人、%)

	被保険者総 数	1割負担		3割負担	
		人数	構成率	人数	構成率
平成20年4月末日	321,027	303,807	94.6%	17,220	5.4%

※後期高齢者医療毎月事業状況報告書（事業月報）A表より

(4) 医療費等の給付について

(単位：円)

	支払日	4月診療・申請	5月診療・申請
療養給付費 (医療費等)	翌々18日 (国保連)	(728,853件) 16,028,222,554	※7/18支払
療養費 (ギプス・コルセ ットなど治療用 装具代など)	翌25日 (償還払)	(申請505件) 10,735,567	(申請1059件) 26,340,821
	翌々18日 (国保連)	(5,512件) 70,148,215	(現物分) ※7/18支払
食事生活療養 費 (入院時の食 費・居住費)	翌25日 (償還払)	(申請6件) 21,160	(申請41件) 253,330
	翌々18日 (国保連)	(17,209件) 358,248,432	(現物分) ※7/18支払
訪問介護療養 費 (訪問介護ステー ションの利用)	翌25日 (償還払)	申請なし	申請なし
	翌々18日 (国保連)	(536件) 29,710,650	(現物分) ※7/18支払
高額療養費 (自己負担限度 額を超えた場 合)	10日 (償還払)	(申請分) 8/11支払(注)	(申請分) 8/11支払(注)
	翌々18日 (国保連)	(現物分11,213件) 368,396,844 (受領委任払) 2,072,556	(現物分+受領委任払) ※7/18支払
葬祭費 5万円/件	翌10日	(申請320件) 16,000,000	(申請1353件) 67,650,000

注：高額療養費の申請による償還払は、事務手続上、受診後約3ヶ月後となります。

(5) 保健事業の実施

基本的に昨年の懇談会で説明した以下の内容に基づき広域連合が市町村へ業務委託を行い実施している。

① 健診項目

新潟県健診保健指導支援協議会で示された基本項目で健診を実施する。さらに市町村で追加する項目は、市町村負担で実施する。

② 費用負担

- ・ 保険料（受診者一人当たり定額 2,740 円（内訳 健診分 2,267 円、手数料 473 円）で、受診見込率 3 割で算出）
- ・ 国庫補助金（補助単価による）
- ・ 市町村費（事務費含む）

③ 利用者負担

徴収なしで統一

④ 生活機能評価と共同実施

生活機能評価との重複項目の費用負担は介護特別会計で精算する。

⑤ 対象者

特定健診で定める除外者のほか生活習慣病等で受療中の者を除外する。ただし当面の間、被保険者の希望により対象者とする。

⑥ その他

受診方法（集団、個別、施設一括）、受診券等の発送は市町村で、また保健指導等についても市町村で対応する。

2 住民等からの照会状況について

【問合せ件数（県内全市町村＋広域連合）】 ※平日のみの平均

- ・ 4月 1～ 13日 1日平均で 約 1,100件
- ・ 4月 14～ 16日 1日平均で 約 2,300件

4月15日：第1回 年金からの保険料の納入

- ・ 4月 17～ 20日 1日平均で 約 1,200件
- ・ 4月 21～ 23日 1日平均で 約 800件
- ・ 4月 24～ 27日 1日平均で 約 400件
- ・ 4月 28～ 30日 1日平均で 約 450件
- ・ 5月 1～ 8日 1日平均で 約 300件
- ・ 5月 9～ 14日 1日平均で 約 200件
- ・ 5月 15～ 21日 1日平均で 約 150件
- ・ 5月 22～ 28日 1日平均で 約 140件
- ・ 5月 29～ 6月 4日 1日平均で 約 130件
- ・ 6月 5～ 11日 1日平均で 約 140件
- ・ 6月 12～ 18日 1日平均で 約 120件

6月13日：第2回 年金からの保険料の納入

- ・ 6月 19～ 25日 1日平均で 約 110件

問合せ総件数

◎市町村

4月 (4/11 - 4/30)	15,684 件
5月 (5/1 - 5/28)	3,586 件
6月 (5/29 - 6/25)	2,375 件
合計	21,645 件

◎広域連合

4月 (4/1 - 4/30)	1,669 件
5月 (5/1 - 5/31)	365 件
6月 (6/1 - 6/30)	123 件
合計	2,157 件

問合せの休日対応日数（4/5～6/25）

◎市町村 7市町にて 34日間

◎広域連合 4/26-27の2日間の電話対応をマスコミを通じて広報して実施

※その他の休日は、本来業務の休日出勤の中で対応

【問合せの主な内容】

- ・ 保険料はどうやって計算したのか。
- ・ 少ない年金から天引きされ、負担が増える。
- ・ きちんとした診療が受けられるのか。

3 被保険者証の未着状況について

	新潟県	全 国
4月9日 (最多時)	381件 (居所不明含む)	63,468件 (居所不明含む)
5月8日 (減少)	33件 (居所不明28件含む)	15,604件 (居所不明6,285件含む)
6月12日 (最終調査)	0件 (居所不明12件含まず)	2,480件 (居所不明含まず)

※居所不明とは、被保険者が転居届を出しておらず、様々な手立てを尽くしても連絡が取れないケース

●被保険者証が届かない事例と対応

事 例	原 因	対 応
配達記録郵便で送ったが、戻ってきた	本人が不在	電話などで本人の在宅を確認し、再送
保険証が宛先不明で戻ってきた	本人が転居	転居先を調べ、判明すれば再送
本人が受け取って開封するも、保険証と気づかずに廃棄	新保険証の大きさや材質が旧保険証と異なる	本人の申請を受けて再交付
郵便受けに入っていたが、本人がうっかり廃棄	ダイレクトメールなどに混じった	本人の申請を受けて再交付

《参考》 被保険者証の再発行件数

- ・平成20年4月14日現在 新潟県 1,589件
- ・平成20年4月21日現在 新潟県 2,995件
- ・平成20年6月30日現在 新潟県 4,377件

4 今後の予定について

- ・保険料確定通知の送付（7月中旬）
平成20年度確定保険料の通知を被保険者全員に市町村から送付します。
- ・被保険者証の一斉更新（7月下旬）
平成20年8月1日から1年間有効となる「桃色」の被保険者証を被保険者全員に市町村から送付します。

政府決定（平成 20 年 6 月 12 日）に基づく
長寿医療制度の見直しの概要について

1 保険料の支払い方法について(普通徴収の対象者の拡大)

年金からの保険料徴収については、以下の場合、申し出により普通徴収ができることとする。

- ① 国保の保険料を確実に納付していた者（本人）が口座振替により納付する場合
- ② 連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が 180 万円未満の者）でその口座振替により納付する場合

(注) 65歳から74歳の国保に加入する世帯主の年金からの保険料徴収についても同様の扱いとする。

2 保険料の軽減について

保険料の軽減対策

- (1) 所得の低い方への配慮として、7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減とする。
- (2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入210万円程度まで）について、所得割額を50%程度軽減する。
- (3) これらの措置を講じてもおお保険料を支払えない事情がある方については、個別の減免も含め、市区町村におけるきめ細かな相談体制を整備する。
- (4) これらの措置は、平成21年度から実施し、今年度においては、経過的な軽減対策を講ずる。⇒ 下記☆参照のこと。
- (5) 以上の予算措置については、システム改修経費等の取扱いや概算要求基準との関係を含め、政府・与党の責任において適切に対処する。

☆平成20年度においては、経過的な軽減対策として、

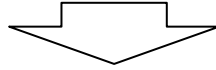
- ① 7割軽減世帯を一律8.5割の軽減措置とする。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方）については、原則一律50%軽減とする。

②については、各広域連合の実情によって実施の可否を判断していただきたいものであるが、被保険者の負担軽減に資するものであり、標準システムでの対応を可能としたことから、できる限り実施していただくようお願いする。

【参考】厚生労働省が実施した平成 19 年度の国民健康保険料との比較調査結果

【国の当初説明】

「一般的に低所得者層では保険料は下がり、高所得者層では負担が上がる。」
(約 8 割の自治体が採用している国民健康保険料と比較)



【国の比較調査後の分析】(調査結果は《p4 参考資料》を参照)

- 1 低・中所得者層の単身世帯は、9 割以上の市町村で減少
- 2 低・中所得者層の夫婦世帯については、7～8 割程度の市町村で減少

※世帯別調査では・・・

「75 歳以上の者がいる市町村国保世帯については、全国計で 7 割程度の世帯で保険料が減少する。」と推計される。

【新潟県の比較調査後の分析】(調査結果は《p4 参考資料》を参照)

- 1 単身世帯は、低・中所得者層では全ての市町村で保険料負担が減少し、高所得者層ではほとんどの市町村で保険料負担が減少している。
- 2 「子供と同居世帯」は保険料負担が増加する市町村が多い。
- 3 低・中所得者層は保険料負担が減少する市町村が多くなっている。

※世帯別調査では・・・

全国の平均と同様、新潟県全体で 7 割程度の世帯で保険料負担が減少する。

3 診療報酬について

- ・ 後期高齢者診療料については、中医協で検証作業を行う。
- ・ 終末期相談支援料については、7 月 1 日から算定凍結の措置を講ずる。

4 広域連合と市町村の役割と責任分担について

- ・ 広報及び保険料にかかる相談に関する市町村の役割について省令改正を行う。

5 長寿医療制度との関連で自治体独自の医療費助成事業や人間ドック費用への助成事業の在り方について

- ・ これらの事業は、自治体独自の事業であることから、それぞれの自治体において、その実情も勘案しつつ、高齢者の方々に対する十分な情報提供や理解を得るための取組みを含め適切な対応を求める。
- ・ なお、広域連合や市町村の創意工夫による健康増進への取組の促進については、国が財政支援を行う予定である。

6 各種事務事業の実施に当たって

- ・ 分かりやすい説明、見やすい印字などに心がけるべきであり、例えば、保険証の切替え時期には、印字を大きく変更するなど高齢者の方々に十分配慮すべきである。

7 資格証明書の運用に当たって

- ・ 相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前どおりの運用とし、その方針を徹底する。

8 今後、与党においてさらに検討すべき課題について

- (1) 保険料軽減判定を個人単位で行うこと及び保険料の年金からの徴収対象要件（年金額 18 万円以上）の引き上げ等について、他制度への波及も含めて引き続き検討する。
- (2) 70 歳から 74 歳の医療費自己負担増（1 割→2 割）及び被用者保険の被扶養者の保険料負担について平成 21 年 4 月以後の扱いについて、引き続き検討する。
- (3) 都道府県の関与の在り方について検討する。

《参考資料》平成 19 年度国保料との比較

【全国】平成 19 年度国保料との比較（全国 1,830 団体：厚生労働省調査結果）

		減少団体	変化なし	増加団体	
基礎年金世帯	単身世帯	1,748(96)	2(0)	80(4)	
	夫婦世帯	共に後期高齢	1,526(83)	9(0)	295(16)
		妻が国保に残る	1,560(85)	8(0)	262(14)
	同居世帯	819(45)	7(0)	1,004(55)	
厚生年金世帯	単身世帯	1,753(96)	2(0)	75(4)	
	夫婦世帯	共に後期高齢	1,308(71)	3(0)	519(28)
		妻が国保に残る	1,496(82)	5(0)	329(18)
	同居世帯	827(45)	6(0)	997(54)	
高所得世帯	単身世帯	1,372(75)	2(0)	456(25)	
	夫婦世帯	共に後期高齢	1,039(57)	3(0)	788(43)
		妻が国保に残る	1,147(63)	4(0)	679(37)
	同居世帯	895(49)	1(0)	934(51)	

注：基礎年金世帯は夫婦とも 79 万円、厚生年金世帯は夫 201 万円、妻 79 万円、高所得世帯は、夫 400 万円、妻 79 万円の年金収入、同居世帯は、子供夫婦 180 万円の事業所得、親（1 人）の年金収入が 79 万円、201 万円、400 万円としている。表中括弧内数字は回答団体全体に対する割合（%）を示しています。

【新潟県内 31 市町村】

		減少団体	変化なし	増加団体	
基礎年金世帯	単身世帯	31	0	0	
	夫婦世帯	共に後期高齢	27	0	4
		妻が国保に残る	26	1	4
	同居世帯	13	0	18	
厚生年金世帯	単身世帯	31	0	0	
	夫婦世帯	共に後期高齢	25	0	6
		妻が国保に残る	26	0	5
	同居世帯	11	0	20	
高所得世帯	単身世帯	26	0	5	
	夫婦世帯	共に後期高齢	20	0	11
		妻が国保に残る	20	0	11
	同居世帯	17	0	14	

注：各世帯の所得条件等は上表と同じ。

見直しに係る対応方針について（案）

1 保険料の支払い方法について(普通徴収の対象者の拡大)

政府決定のとおり対応することとする。

2 保険料の軽減について

（保険料の軽減対策については、平成20年度における経過的取扱についてとし、平成21年度以降の取扱については、別途検討するものとする。）

(1) 所得の低い方への配慮として、均等割額の7割軽減世帯を一律8.5割の軽減措置とする。(資料3-①②参照)

(2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方）については、所得割額を原則一律50%軽減とする。(資料3-①②参照)

※国からの要請

(2)については、各広域連合の実情に応じて、実施の可否を判断するものであるが、被保険者の負担軽減に資するものであり、標準システムでの対応を可能としたことで、できる限り実施されたい。

(3) 個別減免を含めた相談について

必要により市町村の窓口端末の増設、相談用スペースの確保を行うことで現行の保険料減免取扱要綱に基づき市町村窓口でのきめ細かな相談で対応することとする。(資料3-③参照)

3 自治体独自の助成事業の在り方について

- (1) 人間ドック費用の助成事業については、自治体独自の事業であることから広域連合として実施することは適切でないと考える。
- (2) 広域連合や市町村の創意工夫による健康増進への取組の促進については、今後市町村と協議し検討することとする。

4 各種事務事業の実施に当たって

当広域連合では平成 20 年 8 月 1 日の被保険者証の一斉切り替えから被保険者証の印字を大きくします。

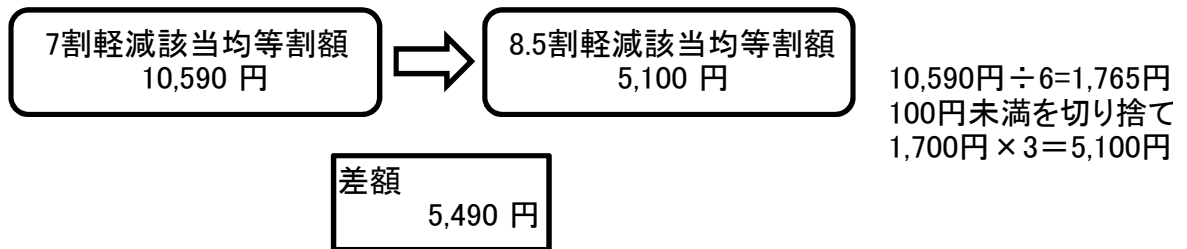
5 資格証明書の運用について

新潟県では当初より悪質なケースのみの運用を想定しており、今後見直し方針による「相当な収入」の基準について市町村の意見を聞きながら検討していくこととする。

政府決定に基づく保険料の軽減の新潟県広域連合での影響見込

確定賦課(平成20年7月1日決定)により推計

1. 平成20年度における均等割額(1人当たり35,300円)の軽減

7割軽減該当被保険者数 約 94,000 人軽減影響額 約 516,000,000 円

2. 平成20年度における所得割額(所得割率7.15%)の軽減

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者数 約 24,000 人

軽減影響額の計算例

単位:円

基礎控除後の総所得金額等 (旧ただし書き所得)	所得割額	50%軽減後の 所得割額	差額
10,000	715	357	358
150,000	10,725	5,362	5,363
200,000	14,300	7,150	7,150
400,000	28,600	14,300	14,300
580,000	41,470	20,735	20,735

軽減影響人数及び額

単位:円、人

旧ただし書き所得	軽減対象被 保険者数	所得割額計	50%軽減後の 所得割額	差額
1~150,000	7,036	35,720,994	17,858,767	17,862,227
150,001~200,000	2,012	25,139,766	12,569,371	12,570,395
200,001~400,000	8,330	175,958,059	87,977,066	87,980,993
400,001~580,000	6,701	234,562,513	117,279,597	117,282,916
合計	24,079	471,381,332	235,684,801	235,696,531

軽減影響額 約 236,000,000 円

3. 均等割額及び所得割額の軽減の影響見込

・均等割額のみ軽減の被保険者数 約 90,000 人・所得割額のみ軽減の被保険者数 約 20,000 人・両方の軽減に該当の被保険者数 約 4,000 人○軽減影響被保険者数の合計 約 114,000 人○軽減影響額の合計 約 752,000,000 円

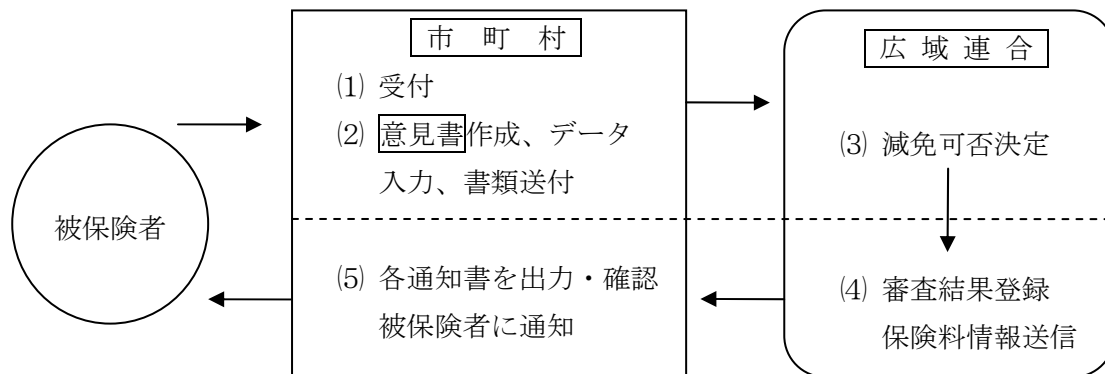
追加軽減を行った場合の保険料比較調査結果への影響

【新潟県内31市町村】

		減少団体	変化なし	増加団体	
基礎年金世帯	単身世帯	31 ⇒ 31	0 ⇒ 0	0 ⇒ 0	
	夫婦世帯	共に後期高齢	27 ⇒ 31	0 ⇒ 0	4 ⇒ 0
		妻が国保に残る	26 ⇒ 31	1 ⇒ 0	4 ⇒ 0
	同居世帯	13 ⇒ 13	0 ⇒ 0	18 ⇒ 18	
厚生年金世帯	単身世帯	31 ⇒ 31	0 ⇒ 0	0 ⇒ 0	
	夫婦世帯	共に後期高齢	25 ⇒ 31	0 ⇒ 0	6 ⇒ 0
		妻が国保に残る	26 ⇒ 31	0 ⇒ 0	5 ⇒ 0
	同居世帯	11 ⇒ 11	0 ⇒ 0	20 ⇒ 20	
高所得世帯	単身世帯	26 ⇒ 26	0 ⇒ 0	5 ⇒ 5	
	夫婦世帯	共に後期高齢	20 ⇒ 20	0 ⇒ 0	11 ⇒ 11
		妻が国保に残る	20 ⇒ 20	0 ⇒ 0	11 ⇒ 11
	同居世帯	17 ⇒ 17	0 ⇒ 0	14 ⇒ 14	

注：基礎年金世帯は夫婦とも79万円、厚生年金世帯は夫201万円、妻79万円、高所得世帯は、夫400万円、妻79万円の年金収入、同居世帯は、子供夫婦180万円の事業所得、親（1人）の年金収入が79万円、201万円、400万円としている。

個別減免の受付の流れ



- (1) 市町村は、申請書（減免適用要件の確認）、証明書類等に不備や記載漏れが無いか確認して窓口にて受け付ける。
- (2) 市町村は、必要に応じて面接や現場確認等を行った上で意見書を作成し、必要な情報を標準システムに入力して申請書と証明書類、意見書を付して広域連合に送付する。
- (3) 広域連合は、入力された情報と申請書、証明書類、意見書等により可否を決定する。
- (4) 広域連合は、減免審査結果を標準システムに登録し、減免された結果の保険料情報を市町村に送信する。
- (5) 市町村は、送信された情報により減免された結果の保険料情報の期割処理を行い、各通知書（減免決定（却下、取消）通知書、納入（還付）通知書）等を出力・確認して被保険者に通知する。

制度の見直しに関する住民への広報周知（案）について

	普通徴収の対象者の拡大	保険料の軽減措置 (均等割・所得割)
見直し策決定のタイミング	政令改正 7月中旬	広域連合の医療条例改正 8月定例議会
政府広報	◎ 平成 20 年 6 月 28 日（土） 新聞広告（全面 15 段） 中央 5 紙、地方紙（新潟日報） ※見直し内容を明記しない内容	
広域連合 広報	◎ 平成 20 年 7 月 8 日（火） 新聞広告（下 3 段） 新潟日報（カラー） 朝日、毎日、読売 ◎ 平成 20 年 7 月中旬 新聞折込チラシ	
市町村広報	1 保険料確定通知時チラシ同封 7月中旬（全員） 2 市町村広報誌 7月又は8月	1 保険料確定通知時チラシ同封 7月中旬（全員） 2 保険料変更通知時チラシ同封 8月中旬（対象者のみ） 3 新聞折込チラシ 8月上旬 新聞折込チラシ 4 市町村広報誌 8月又は9月（条例議決後）
広報及び事務 手続における課題	<ul style="list-style-type: none"> 受付業務マニュアルの作成及び市町村受付体制の整備 同様な取扱となった国民健康保険料の広報との整合性 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者への変更通知書の郵送費負担 納めすぎた方への還付手続き

【参考】

平成19年度の広報実績

広報内容	時期又は規模
ホームページ開設及び情報更新	H19.07.31：開設、随時更新
制度開始広報チラシ（54万部）	H19.7月下旬：国保証更新時 H19.08.17：医療機関へ H19.12.03：健保組合、共済組合へ H20.3月上旬：医療機関、老人クラブ、シルバー人材、社協、介護施設、健保組合、共済組合など約6000箇所へ23万部発送※1
市町村広報誌	H19.8月から連続掲載
新聞折込パンフ（78万部） ※未購読者は町内回覧、窓口配布	H19.12.16（日）県内約78万部折込（朝日、読売、毎日、産経、日経、日報）
制度周知用ポスター（5千部） ※国保連と共同制作	H20.1月下旬：医療機関（約4000箇所）、市町村へ
制度説明ガイドブック（20万部）	H20.3月上旬：※1と同封送付
小冊子：制度のしおり（60万部）	H20.3月上旬：※1と同封送付 H20.3月下旬：被保険者証に同封し対象者全員へ
イベント用周知パネル	H19.10.04：2種類各3組作成、貸出
新聞記事	H19.09.17：【新潟日報】敬老の日特集「ささええるプレス」 H20.03.22：【新潟日報】特集「ささええるプレス」 ※「窓」への投稿への回答掲載
新聞広告	テレ窓（日報カラー広告）：3回 半3段広告：33回（10月－3月：日報） 半3段広告：月各4回（2、3月：主要5紙） 1面3段カラー広告：H20.02.16新潟日報
TV番組及び広報	H20.02.28 UX「てれびのお医者さん」 H20.03.06 UX「てれびのお医者さん」Q&A H20.04.05：Teny「医療の広場」
制度周知アンケート調査	【対象】1,000人（無作為抽出）【結果】別紙参照
事務局職員派遣説明会	木戸病院、秋葉区民生委員、佐渡市老人クラブほか
市町村での住民説明会開催状況	住民からの要望件数：県内延べ404件 開催件数：県内延べ513回

後期高齢者医療制度に関する
アンケート調査報告書

平成20年6月

新潟県後期高齢者医療広域連合

はじめに

近年の急速な少子高齢化や医療技術の高度化等に伴い、医療を取りまく環境が大きく変化する中、増大する老人医療費を支える現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とするため、これまでの老人保健制度に代わり、この4月から新たに長寿医療制度（後期高齢者医療制度）がスタートしました。

今回のアンケート調査では、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）施行時に加入者となる方々を対象とし、日常生活の生活実態や、制度に関するご意見、新潟県後期高齢者医療広域連合が行った広報活動などについてご意見をいただきました。

調査結果につきましては、今後の制度運営を円滑に行うため有効に活用させていただきます。調査にご協力いただきました方々に心より御礼申し上げます。

平成20年6月

新潟県後期高齢者医療広域連合

I . 調査の概要

1. 調査の目的

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な運営を図るべく、被保険者となられた方に対し、健康状態・医療機関の利用状況及び新潟県後期高齢者医療広域連合が行った広報活動の効果を調査する。

2. 調査の概要

(1)調査対象

新潟県内在住の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者 1,000 名

(2)対象者抽出方法

県内の市区町村ごとに、後期高齢者人口比率により標本数（1,000 名）を比例配分した。ただし、比例配分の際に、各市町村の標本数を最低 10 は確保することとし、不足分は新潟市の標本数で調整した。

各市町村における対象者の抽出は、平成 20 年 3 月下旬発送の被保険者証発送リストから等間隔抽出法で行った。

市 町 村	標 本 数	市 町 村	標 本 数
新潟市	1 9 4	南魚沼市	2 8
長岡市	1 1 3	胎内市	1 5
三条市	4 1	聖籠町	1 0
柏崎市	4 3	弥彦村	1 0
新発田市	4 3	田上町	1 0
小千谷市	1 8	阿賀町	1 0
加茂市	1 4	出雲崎町	1 0
十日町市	3 3	川口町	1 0
見附市	1 7	湯沢町	1 0
村上市	1 4	津南町	1 0
燕市	3 0	刈羽村	1 0
糸魚川市	2 7	関川村	1 0
妙高市	1 9	荒川町	1 0
五泉市	2 6	神林村	1 0
上越市	8 8	朝日村	1 0
阿賀野市	2 1	山北町	1 0
佐渡市	4 4	粟島浦村	1 0
魚沼市	2 2		
合 計		1, 0 0 0	

※荒川町、神林村、朝日村、山北町は、市町村合併のため平成 20 年 4 月 1 日に村上市となったため、アンケート結果には村上市として集計されています。

(3)調査方法

対象者へアンケート用紙及び長寿医療制度ガイドブックを郵送配布し、返信用封筒にて郵送回収を行った。

(4)調査期間

アンケート用紙発送 平成20年3月27日

アンケート返送期限 平成20年4月14日

(5)調査内容

- 対象者自身及び世帯構成に関すること
- 医療機関などの利用状況に関すること
- 健康診査及び健康相談に関すること
- 後期高齢者医療制度の広報に関すること
- 自由意見

(6)回収結果

標本数 1,000票

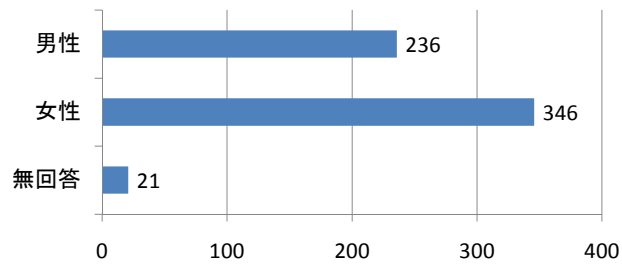
有効回収数 603票 (有効回収率60.3%)

II. 調查結果

1. 対象者自身及び世帯構成に関すること

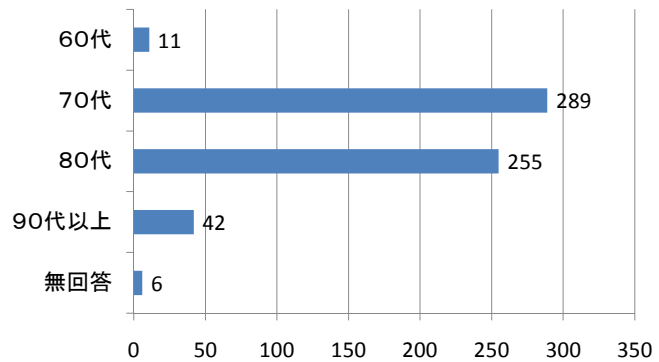
①性別

	基数	構成比(%)
男性	236	39.1
女性	346	57.4
無回答	21	3.5
合計	603	100.0



②年齢

	基数	構成比(%)
60代	11	1.8
70代	289	47.9
80代	255	42.3
90代以上	42	7.0
無回答	6	1.0
合計	603	100.0



③お住まいの市町村

市町村名	基数
新潟市	118
長岡市	67
上越市	55
三条市	19
柏崎市	27
新発田市	22
小千谷市	11
加茂市	5
見附市	7
村上市	28

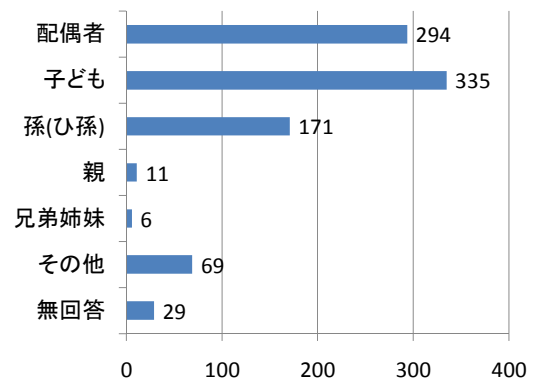
糸魚川市	12
妙高市	15
五泉市	14
阿賀野市	11
佐渡市	21
魚沼市	15
南魚沼市	17
十日町市	24
胎内市	11
燕市	19
聖籠町	3

弥彦村	5
阿賀町	7
田上町	5
出雲崎町	5
川口町	6
湯沢町	7
津南町	7
刈羽村	7
関川村	5
粟島浦村	3
無回答	25

合 計	603
------------	------------

④一緒に住まいの方(複数回答可)

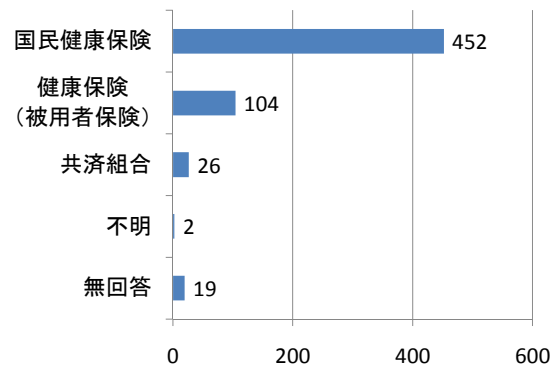
	基数	回答率(%)
配偶者	294	48.8
子ども	335	55.6
孫(ひ孫)	171	28.4
親	11	1.8
兄弟姉妹	6	1.0
その他(一人暮らし)	69	11.4
無回答	29	4.8



⑤3月末時点での保険証の種類

■ 国民健康保険加入者が7割

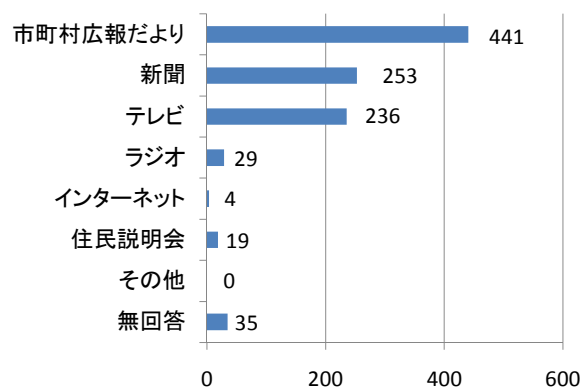
	基数	構成比(%)
国民健康保険	452	75.0
健康保険(被用者保険)	104	17.2
共済組合	26	4.3
不明	2	0.3
無回答	19	3.2
合計	603	100.0



⑥行政情報の入手方法(複数回答可)

■ 市町村広報だよりからの入手が7割

	基数	回答率(%)
市町村広報だより	441	73.1
新聞	253	42.0
テレビ	236	39.1
ラジオ	29	4.8
インターネット	4	0.7
住民説明会	19	3.2
その他	0	0.0
無回答	35	5.8



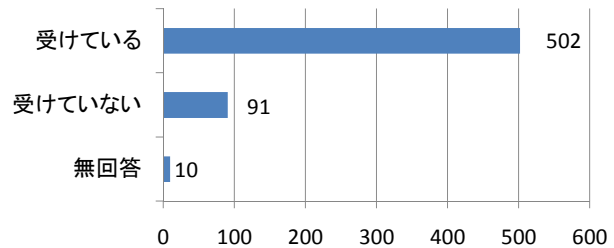
行政情報の入手方法は、「市町村広報だより」(73.1%)が最も多く、市町村広報誌からの情報入手が多いことが伺われる。つぎに「新聞」(42.0%)、テレビ(39.1%)の順となっている。高齢者は、インターネットを利用した情報入手をほとんどしていないことが分かる。

2. 医療機関などの利用状況に関すること

問1 あなたは現在、病気やケガで治療を受けていますか。

■ 病気やケガで治療を受けている方は 8割

	基数	構成比(%)
受けている	502	83.3
受けていない	91	15.1
無回答	10	1.7
合計	603	100.0

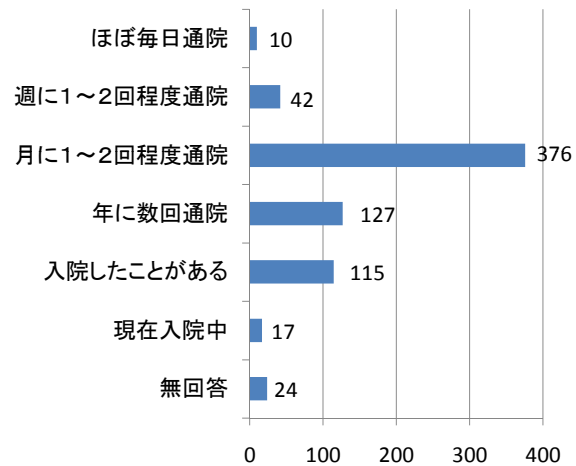


現在、病気やケガで治療を受けている方（83.3%）が多く、受けていない方（15.1%）を大きく上回っている。

問2 この1年間で診療所などの医療機関には、どの程度通っていますか。

■ 医療機関への通院は、「月に1回～2回程度」が 6割

	基数	回答率(%)
ほぼ毎日通院	10	1.7
週に1～2回程度通院	42	7.0
月に1～2回程度通院	376	62.4
年に数回通院	127	21.1
入院したことがある	115	19.1
過去1年間の入院日数		
1～30日	(78)	
31～60日	(12)	
61～90日	(5)	
91日以上	(9)	
現在入院中	17	2.8
無回答	24	4.0

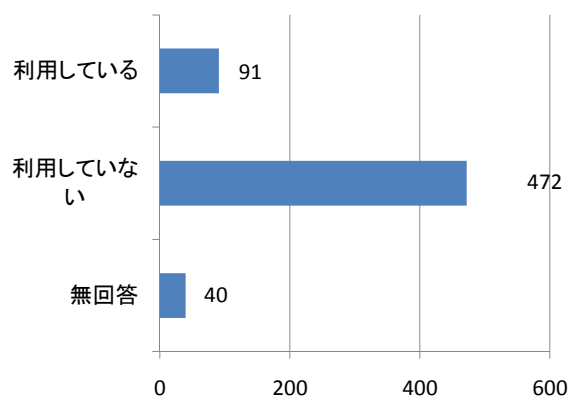


通院の頻度は、「月に1～2回程度」が62.4%、「年に数回通院」21.1%となっている。また、この1年間に「入院したことがある」と答えた方は19.1%となっている。

問3 介護サービスの利用を受けていますか。

■ 介護サービス「利用していない」が 約8割

	基数	構成比(%)
利用している	91	15.1
介護サービスの利用頻度		
ほぼ毎日	(20)	
週2～3回	(40)	
月数回	(21)	
その他	(0)	
利用していない	472	78.3
無回答	40	6.6
合計	603	100



介護サービスを「利用している」が15.1%、「利用していない」が78.3%となっている。

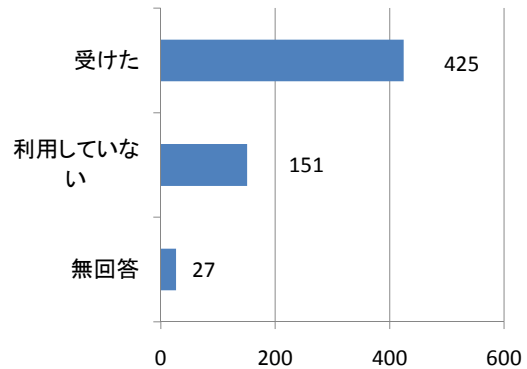
3. 健康診査・健康相談に関すること

問4 この1年間で健康診査や人間ドック(問診・血液・尿検査など)を受けましたか。

問5 健康診査を受けて、効果を感じましたか。(複数回答可)

■ 健康診査「受けている方」は全体の7割、そのうち7割の方が「安心感」を感じて

		基数	構成比(%)
受けた		425	70.5
健康診査 の効果	病気の 早期発見	(110)	(25.9)
	生活習慣 の改善	(80)	(18.8)
	安心感	(292)	(68.7)
	効果を感じない	(36)	(8.5)
	その他	(0)	(0.0)
利用していない		151	25.0
無回答		27	4.5
合計		603	100

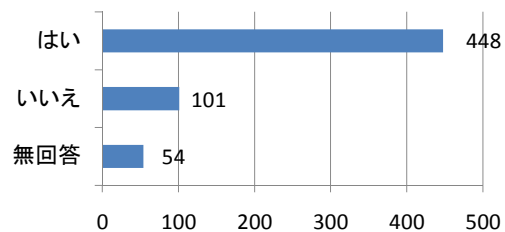


健康診査を受けている方が70.5%を占め、そのうち「安心感」を感じる方が68.7%と高く、健康診査を受けることにより安心する方が多数いることが伺える。
また、「病気の早期発見」に効果があったと答えた方は25.9%となっている。

問6 今後も健康診査を受け続けたいと思いますか。

■ 健康診査「受け続けたい方」が7割台半ば

		基数	構成比(%)
はい		448	74.3
いいえ		101	16.7
無回答		54	9.0
合計		603	100

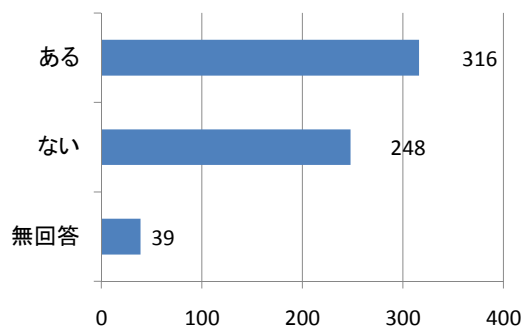


今後も健康診査を受け続けたいかについて、「はい」と答えた方は74.3%、「いいえ」と答えた方は16.7%となっている。

問7 今までに、健康相談を受けたことはありますか。

■ 健康相談「受けたことがある」が5割台前半

		基数	構成比(%)
ある		316	52.4
受 け 場 所	市町村	(56)	(17.7)
	医療機関	(242)	(76.6)
	その他	(0)	(0.0)
ない		248	41.1
無回答		39	6.5
合計		603	100



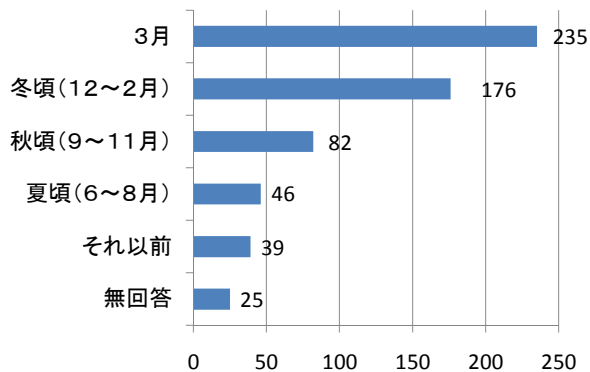
健康相談を受けたことが「ある」方は52.4%、そのうちの約8割が医療機関で相談している。

4. 後期高齢者医療制度の広報について

問8 後期高齢者医療制度が始まることをお知りになったのはいつ頃ですか。

■ 制度が始まることを知った時期は「3月」が 3割台後半

	基数	構成比(%)
3月	235	39.0
冬頃(12~2月)	176	29.2
秋頃(9~11月)	82	13.6
夏頃(6~8月)	46	7.6
それ以前	39	6.5
無回答	25	4.1
合計	603	100.0

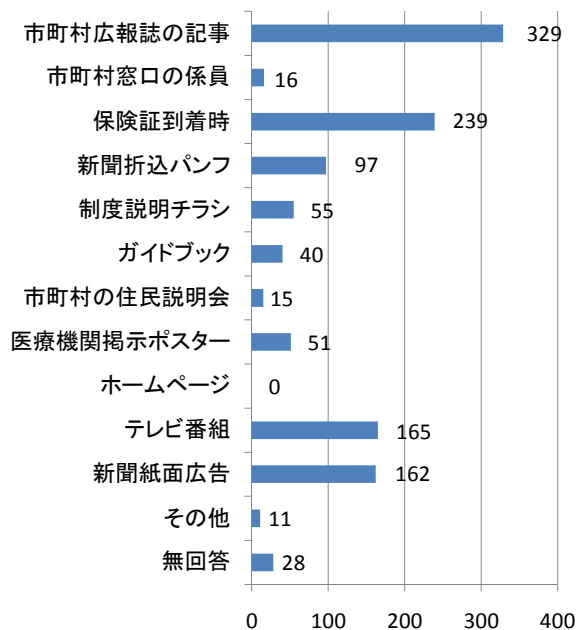


「3月」(39.0%)、「冬頃(12月~2月)」(29.2%)、「秋頃(9月~11月)」(13.6%)となっている。

問9 何によって知りましたか。(複数回答可)

■ 「市町村広報誌の記事」で知ったが 5割台半ば

	基数	回答率(%)
市町村広報誌の記事	329	54.6
市町村窓口の係員	16	2.7
保険証到着時	239	39.6
新聞折込パンフ(12月)	97	16.1
制度説明チラシ(7月)	55	9.1
ガイドブック(3月)	40	6.6
市町村の住民説明会	15	2.5
医療機関掲示ポスター	51	8.5
ホームページ	0	0.0
テレビ番組	165	27.4
新聞紙面広告	162	26.9
その他	11	1.8
無回答	28	4.6



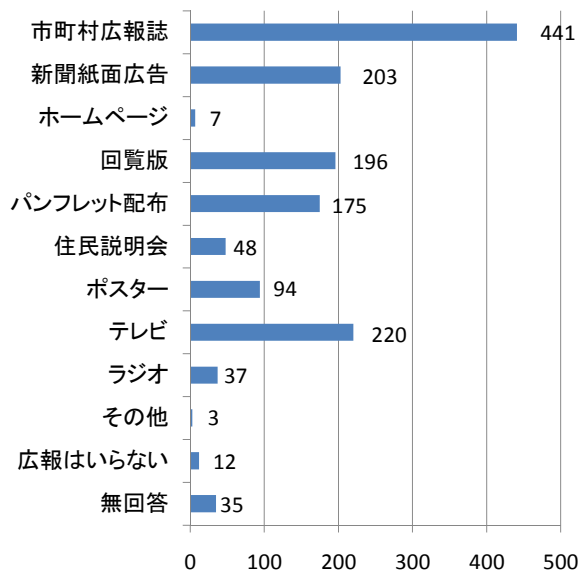
※その他の内訳(家族や隣人のクチコミ5件・入所施設の職員2件・ラジオ1件・このアンケートが届いて1件
保険者からの通知1件・政党機関紙1件)

「市町村広報誌の記事」(54.6%)、「保険証到着時」(39.6%)、「テレビ番組」(27.4%)、新聞紙面広告(26.9%)の順となっている。

問10 あなたが希望する広報手段をお教えてください。(複数回答可)

■ 希望する広報手段は「市町村広報誌」が7割台半ば

	基数	回答率(%)
市町村広報誌	441	73.1
新聞紙面広告	203	33.7
ホームページ	7	1.2
回覧版の利用	196	32.5
パンフレット等の配布	175	29.0
住民説明会の開催	48	8.0
医療機関へポスター掲示	94	15.6
テレビの活用	220	36.5
ラジオの活用	37	6.1
その他	3	0.5
広報は知らない	12	2.0
無回答	35	5.8



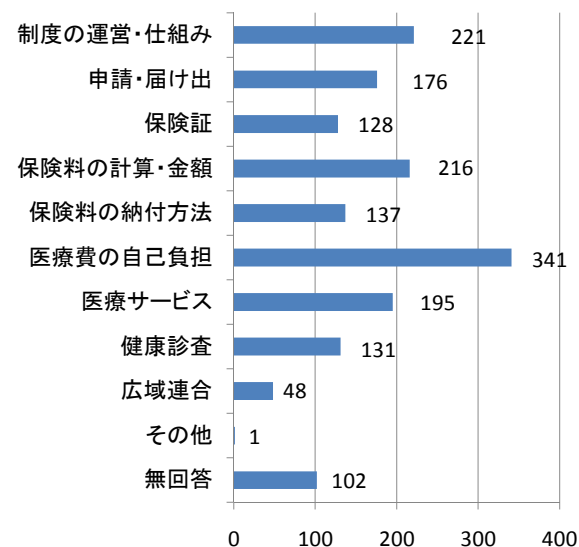
※その他の内訳(自宅へ来て説明2件・介護施設で説明1件)

希望する広報手段は、「市町村広報誌」(73.1%)が最も多く、「テレビの活用」(36.5%)、「新聞紙面広告」(33.7%)、「回覧版の利用」(32.5%)の順となっており、市町村広報誌での情報入手の希望が高い。

問11 後期高齢者医療制度について詳しく知りたい項目をお教えてください。(複数回答可)

■ 知りたい項目は「医療費の自己負担」が5割台半ば

	基数	回答率(%)
制度の運営・仕組み	221	36.7
申請・届け出	176	29.2
保険証に関すること	128	21.2
保険料の計算・金額	216	35.8
保険料の納付方法	137	22.7
医療費の自己負担	341	56.6
医療サービス	195	32.3
健康診査	131	21.7
広域連合に関すること	48	8.0
その他	1	0.2
無回答	102	16.9



※その他の内訳(薬のこと1件)

制度について知りたい項目は、「医療費の自己負担」(56.6%)が最も多く、制度運営の仕組み、保険料の計算・金額の順に続く。医療費や保険料など負担を伴うものに強い関心を示している。

【ご意見欄】

制度に対するご意見を自由に記入していただき、合計146件のご意見をいただきました。

◆制度全般について

高齢者に思いやりのある制度を考えてほしい。	21件
「後期高齢者」という表現に抵抗を感じる。	11件
どうして医療保険制度を75歳で分ける必要があったのか。	4件
長期的な見通しを建てた制度運営を行ってほしい。	2件

【意見抜粋】

- ◆ もっと年寄りに思いやりのある制度を考えてほしい。（70代女性）
- ◆ 社会の役に立っている高齢者に謝礼や祝い金をいただきたい。（70代女性）
- ◆ 長寿者を「やっかい者」扱いしているようだ。（80代男性）
- ◆ 1年間医者いらずの健康な人に、保険料を還元するなどの前向きな措置を望む。（80代男性）
- ◆ 弱者をいじめる様な制度で憤慨している。（70代男性）
- ◆ 少子高齢化にこの制度はやむを得ないが、貧困層に思いやりを感じない制度だ。（60代男性）
- ◆ 新しい制度で今後安心して暮らせるようにお願いします。（70代男性）
- ◆ 国を信用しているがこの先が不安でならない。高齢者の身になってほしい。（70代男性）
- ◆ 「後期高齢者」とは極めて失礼な表現だ。（70代男性）
- ◆ 「後期高齢者」と言われる当事者の気持ちを考えてほしい。（80代女性）
- ◆ 「後期高齢者」という呼称に抵抗があるが仕方がない。（70代女性）
- ◆ 75歳以上を切り離す必要があるのか、分けることが公平なのか。（70代男性）
- ◆ 75歳以上で区別することで、医療の差別化を受けるのは心外だ。（70代男性）
- ◆ 長期的見通しが甘く、全然良心的な制度ではない。目的すら分からない。（80代男性）

◆医療について

医療費の負担を増やさないでほしい。	11件
保健事業に関すること。	5件
受けられる医療内容に関すること。	3件

【意見抜粋】

- ◆ 医療費の自己負担増にならないかが一番心配です。（70代女性）
- ◆ 医療費の値上げはしないでください。（70代男性）
- ◆ 高齢者の増加に伴う医療費の増加は明らかで、自己負担増になるのではと不安。（70代男性）
- ◆ 年金が少ないので、医療費を高くしないでほしい。（80代女性）
- ◆ 病院にかかるとき、医療費のことが不安です。（70代女性）
- ◆ 高齢になると体が悪くなるので、若いうちから色々アドバイスがほしい。（70代女性）
- ◆ 主人の世話をしているので、なかなか人間ドックも思うように受けられない。（80代女性）
- ◆ 人間ドックは高額なので、年1回診療所で検査している。（70代女性）
- ◆ 人間ドックの補助金を今までどおりにしてもらわないと受けることができない。（70代女性）
- ◆ 医療サービスを絶対に軽視しないでほしい。（70代女性）

◆保険料について

年金からの徴収をやめてほしい。	14件
保険料の負担を増やさないでほしい。	14件

【意見抜粋】

- ◆ 少額な年金から保険料を引くことはやめてほしい。(80代男性)
- ◆ 保険料の年金天引きは、年金生活者にとって困る。(70代男性)
- ◆ 医療費には上限があるとのことだが、長期療養の場合が心配。(80代男性)
- ◆ 収入に応じて保険料を分担することは当然だが、少し親切さが足りない感じがする。(80代男性)
- ◆ 収入がない者が保険料を納めることに納得がいかない。(80代男性)

◆広報について

高齢者にも分かりやすい広報を望む。	31件
アンケートに関する事。	5件
保険料額の通知に関する事。	4件
ガイドブックに関する事。	3件

【意見抜粋】

- ◆ 広報の説明を老人にも分かるように詳しくしてほしい。(80代男性)
- ◆ 外への出歩きが困難なので、パンフレット等で広報してほしい。(80代男性)
- ◆ 少額で効率的な広報を多くやること。(80代男性)
- ◆ 年に2回程度のアンケートを希望する。(80代男性)
- ◆ 保険料がいくらになるのか早く知りたい。(70代男性)
- ◆ 制度の細部を知らず不安だったが、ガイドブックをいただき安心しました。(80代女性)
- ◆ ガイドブックで勉強させていただきます。(70代女性)

◆その他

健康でしあわせに暮らしています。	8件
病気がちで先々が不安です。	8件
保険証に関する事。	2件

【意見抜粋】

- ◆ 健康に生まれたことに感謝し、これからもまだまだ頑張ります。(80代女性)
- ◆ 色々騒がれているが、個人的には大変ありがたい。むやみに医者にかかりたくない。(70代男性)
- ◆ 一人暮らしなので、体調不良になったときのことが常に心配だ。(80代女性)
- ◆ 主人の看病で苦労したのに、今度は自分の番になって悩みが増した気がする。(70代女性)

Ⅲ. アンケート調査票

問 10 あなたが希望する広報手段をお教えてください。

(該当するものすべてお選びください)

1 市区町村だよりでの記事掲載	7 医療機関でのポスター掲示
2 新聞紙面広告	8 テレビの活用
3 ホームページ	9 ラジオの活用
4 回覧版の利用	10 その他[]
5 パンフレット等の配布	11 特に広報はらない
6 住民説明会の開催	

問 11 後期高齢者医療制度について詳しく知りたい項目をお教えてください。

(該当するものすべてお選びください)

1 制度の運営・仕組みに関すること	6 医療費の自己負担に関すること
2 各種申請・届出に関すること	7 医療サービスに関すること
3 保険証に関すること	8 健康診査に関すること
4 保険料の計算方法・金額に関すること	9 広域連合に関すること
5 保険料の納付方法に関すること	10 その他[]

これで調査はすべて終了です。ご協力ありがとうございました。

**ご回答いただきました調査票は、同封の返信用の封筒を使って
4月14日(月)までに投函してください。**

【ご意見欄】 後期高齢者医療制度・広域連合に関するご意見がありましたら、
ご自由に記入してください。

各 位

新潟県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度に関するアンケート調査

拝啓、皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当広域連合では、この4月からはじまる後期高齢者医療制度の施行に向け、高齢者の
方々が安心して医療を受けられるよう準備を進めております。

本調査は、『後期高齢者医療制度』の加入者となる方々を対象とし、日常の生活実態や、
制度に関するご意見等について把握し、今後の制度運営に反映するものです。

つきましては、上記主旨をご理解いただき、お忙しいところ恐縮ですが本調査にご協力
のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、ガイドブックを同封いたしますので、ご高覧いただければ幸いです。

敬具

○本調査は、『後期高齢者医療制度』の加入者となる方の中から、無作為に抽出しアンケ
ート票をお送りしたものです。

○本調査結果は、今後の後期高齢者医療制度の運営に活用させていただき、その他の目的
で利用することは一切ありません。結果概要は、統計的にとりまとめ、後日ホームペ
ージにて公開いたします。

○アンケートは、本調査用紙にご記入のうえ、同封の返信用封筒で、

平成20年4月14日(月)までにポストへ投函下さいますようお願いいたします。

○ご不明の点は下記までお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

【実施主体】 新潟県後期高齢者医療広域連合

本調査に関するお問い合わせ先

新潟県後期高齢者医療広域連合 総務課 企画係

担当：小川(おがわ)・小田(おだ)

TEL：025-285-3221 FAX：025-285-3315

◎記入方法・・・下記の事項について該当する項目(番号)に○をつけてください。
(ご家族の代筆でも結構です)

1 最初にあなた自身のことをお教えてください

項目	ご回答欄(あてはまるものに○をつけてください)
① 性別	男性 ・ 女性
② 年齢	60代 ・ 70代 ・ 80代 ・ 90代以上
③ 市(区)町村名	[市(区) ・ 町 ・ 村]
④ 一緒にお住まいの方	配偶者 ・ 子ども ・ 孫(ひ孫) ・ 親 ・ 兄弟姉妹 ・ その他[]
⑤ 3月末時点での 保険証の種類	国民健康保険 ・ 健康保険(社会保険) ・ 共済組合 ・ 不明
⑥ 行政情報の入手方法	市町村広報だより ・ 新聞 ・ テレビ ・ ラジオ インターネット ・ 住民説明会 ・ その他[]

2 医療機関などの利用状況に関すること

●現在の医療機関などの利用状況についてお聞きします。

問1 あなたは現在、病気やケガで治療を受けていますか。

- 1 受けている 2 受けていない

問2 この1年間で診療所などの医療機関には、どの程度通っていますか。

- 1 ほぼ毎日通院 4 年に数回通院
2 週に1～2回程度通院 5 入院したことがある(日間)
3 月に1～2回程度通院 6 現在入院中

問3 介護サービスの利用を受けていますか。

- 1 利用している(ほぼ毎日 ・ 週に2～3回 ・ 月に数回程度 ・ その他[]))
2 利用していない

3 健康診査・健康相談に関すること

●健康診査などの利用状況や効果をお聞きします。

問4 この1年間で健康診査や人間ドック(問診・血液・尿検査など)を受けましたか。

- 1 受けた 2 受けていない →問6にお進みください

問5 健康診査を受けて、効果を感じましたか。(該当するものすべてお選びください)

- 1 早めに病気が見つかった 4 特に効果は感じない
2 生活習慣の改善ができた 5 その他[]
3 安心感が持てた

問6 今後も健康診査を受け続けたいと思いますか。

- 1 はい 2 いいえ

問7 今までに、健康相談を受けたことはありますか。

- 1 ある(受けた場所: 市町村の窓口 ・ 医療機関 ・ その他[]))
2 ない

4 後期高齢者医療制度について

問8 後期高齢者医療制度が始まることをお知りになったのはいつ頃ですか?

- 1 この3月になって知った 4 夏頃(6～8月)
2 冬頃(12～2月) 5 それ以前から知っていた
3 秋頃(9～11月)

問9 何によって知りましたか?(該当するものすべてお選び下さい)

- 1 市区町村だよりでの記事掲載(随時) 7 市町村主催の住民説明会
2 市区町村窓口の係員 8 医療機関の掲示ポスター
3 保険証が送られてきたとき 9 ホームページ
4 新聞折込パンフレット(平成19年12月) 10 テレビ番組
5 制度説明チラシ(平成19年7月頃) 11 新聞紙面広告
6 制度説明ガイドブック 12 その他[]

後期高齢者医療制度に関するアンケート調査報告書

平成20年6月

新潟県後期高齢者医療広域連合 総務課企画係
